

鴻巣市立小・中学校通学区域の弾力化

市教育委員会では「指定校の変更の許可基準」の弾力化を図っています。保護者等の希望により、下表のとおり通学区域の弾力化が適用されています。

詳しくはお問い合わせください。

対象／市内の小・中学生

問い合わせ／鴻巣市教育委員会学務課学事担当（TEL 5 4 4 - 1 2 1 3）

区域外就学の理由	許可基準等	
疾病等身体上の理由	疾病によるもの 通院等によるもの	治療期間終了学年末
	肢体不自由によるもの	希望する期間内
教育的配慮	不登校の状態の解消	状況が解消し、通常の就学が可能と思われるまで
	いじめ等友人関係	
転居	市外へ転出	当該年度末まで（要協議）
	市内への転居	当該年度末 （小5・中2は卒業まで）
住宅建築・購入	住宅購入・住宅新築	工事等が終了し引越しするまで
	住宅建て替え	建て替え工事終了まで
地域の実情	区画整理等による学区変更	希望期間内
	自治会等の地域の実情・要望	実情・要望内容の協議により決定
就学支援関係	就学支援委員会の決定によるもの	就学支援委員会の決定した期間
その他	家庭事情で住民票が異動できない	状況が解消するまで、もしくは解消した学年末まで（要協議）
	共働き等のため祖父母宅等から就学	
	介護・看護等のため区域外から就学	
	入学する中学校に希望する部活動がない	希望する期間内（小学校等でその運動等の経験がある方・廃部等による場合）
	その他、教育上必要と思われる場合	児童生徒の教育を受ける機会を保障するため（要協議）